

(一社)新潟県サッカー協会・謝金規程

第1条(適用)

この規程は、(一社)新潟県サッカー協会関係者、大会運営協力者が会議、研修会、大会等の謝金について定めたものである。

第2条(謝金の区分)

謝金は、指導者養成、トレセン指導、レフェリー、各種事業・大会、視察、協会役員の各種事業・大会、会議等で支給される謝金をいう。

第3条(謝金の支給)

謝金は、謝金基準表に基づき支給する。

- (1) 謝金基準表に金額の範囲がある謝金区分は、大会を主管する種別委員長がその額を決定する。
- (2) 謝金が決定したら謝金を決定した旨、主管委員長の名のもとに書類を作成する。

第4条(謝金の例外)

謝金基準表にない医師、看護師等の謝金は大会委員長または競技委員長がその額を決定する。

本規程で処理できない場合は、その都度協議して処理する。

付 則

この規則は平成24年4月1日から施行する。

平成25年4月1日改訂。